

平成21年1月19日

犬猫救済の輪  
代表 結 昭子 様

川崎市動物愛護センター所長

収容猫の譲渡に関する質問について（回答）

平成21年1月16日付けで質問いただきました収容猫の譲渡について、次により回答いたします。

質問1 当会「犬猫救済の輪」への幼猫の譲渡を積極的にしていただけない理由をお答えください。

回答 現在、川崎市では動物を譲渡するにあたり環境省が作成した「譲渡支援のためのガイドライン」に基づき実施しております。ガイドラインでは子猫の譲渡にあたり 生後50日～90日程度、健康と判断されること 人及び社会に順応性があると判断されることなどとされております。

離乳前の子猫の譲渡については、当動物愛護センターに登録されております「新たな飼い主を探す活動をするボランティア団体等」の方々には、従来からこの説明をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。今後、子猫の譲渡をするにあたっては環境省の動向を見ながら適宜対応していきたいと考えております。

収容された子猫が離乳後で、健康であると判断できる場合については従来どおり譲渡させていただきますので、これについての話し合いの機会をもちたいと考えております。ご連絡をいただきたいと思っております。

質問2 今現在、川崎市動物愛護センターでは収容猫の譲渡率を上げるためにどのような働きかけをしていますか。また、今後、どのような方法を講じる予定ですか。

回答（現在の方法）

川崎市では動物を譲渡するにあたり「動物の引渡し実施要綱」に基づき実施しております。

申し込み資格には、住所等の要件がありますが、近年、川崎市近隣の方々からも子猫の飼養希望がありますので引き渡し後の飼養管理調査ができ、さらに適正に飼養管理ができる方であれば譲渡をしております。

回答（今後予定している方法）

環境省が推進する「家庭動物の終生飼養支援推進事業」に基づき、川崎市の引渡し対象者の基準に該当し遵守事項が守ることのできるボランティア団体等からの相談があれば対応していきたいと考えております。

現在、1団体から登録の申し込みがあり話し合いを進めております。